

# 完成しました！

# 子どもの居場所 マップ

問：こども家庭センター ☎ 983・2713

「子どもの居場所」は、子どもが一人でも、安心して過ごすことができる場所です。図書館や児童センターだったり、友だちと歩く帰り道だったり、子どもにとって居心地が良いと感じるものであれば、場所、時間、人との関係性、すべてが『居場所』となり得ます。

市内には、家庭や学校のように長い時間過ごす場所以外にも、子どもが気軽に立ち寄ることができる『居場所』があります。「気になる」「行ってみたい」と思う場所に行きやすいように、子どもの居場所マップをつくりました。

## こんな居場所があります

今回完成した居場所マップでは、それぞれの居場所でできることを、大きく3つに分類して掲載しています。

【マップイメージ】近くにどんな『居場所』があるか探すことができます！



### こども食堂・食料支援

7カ所  
掲載

こどもや親へ、無料または低額で食事や居場所の提供をする場所です。

### 遊ぶ・居場所

9カ所  
掲載

こどもたちが遊んだり、話したり、くつろいだりと、ありのまま自由に過ごせる場所です。

### 学習支援

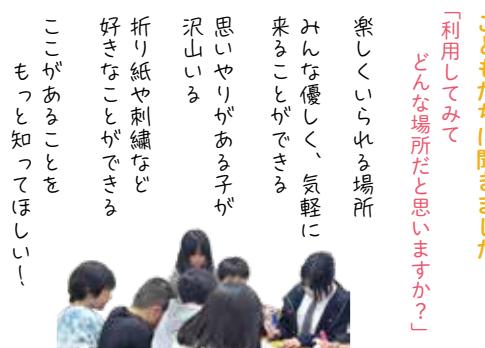
7カ所  
掲載

学校や家庭以外で、無料または低額で学習サポートや学習の場の提供を行います。

居場所の運営者に聞きました  
「こどもたちにとって  
どんな場所になっていますか？」



Onepisu President  
Kameo Hisako



こどもたちに聞きました  
「利用してみて  
どんな場所だと思いますか？」

ここは誰もが気軽に立ち寄ることができるお部屋の公園。一人でも自由に来て、自由に帰ることができる、安心して過ごせる、家や学校に次ぐこども第三の居場所です。大人になつても帰れる場所。二つ目の家を目指して、こどもたちの成長の過程を大切に見守ります。

## 子どもの居場所の利用方法

対象者を住まいや年齢などで限定しているところもあれば、親子で利用可能なところもったり、開く日時などもそれぞれです。居場所マップで詳細や連絡先などを確認いただけますので、お気軽にお問合せください。

## 子どもの居場所マップの配布場所

■ こども未来課（市役所本館2階）

■ 電子版（PDF）は市ホームページで  
ご覧いただけます



▲市ホームページ

# 自転車への青切符による取り締まりが始まります！

問地域協働・安全課 983・2651、道路交通法改正については三島警察署交通課 981・0110

道路交通法の改正により、自転車の違反に対する交通反則通告制度（青切符による取り締まり）が、**令和8年4月1日**から導入されます。警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には取り締まりではなく、指導・警告を行いますが、**「交通事故の原因となるような悪質・危険な違反」**であると判断した場合には、本制度に基づく取り締まりを実施します。（対象：16歳以上）

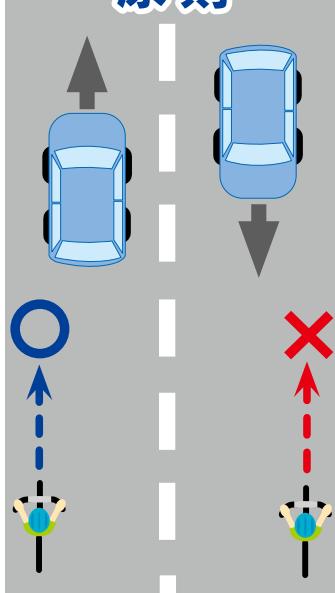
## ✓ 主な反則行為と反則金

携帯電話の使用など(保持)	12,000円	無灯火、一時停止場所不停止	5,000円
車道の右側通行、信号無視(赤色など)	6,000円	並進、二人乗り	3,000円

※青切符を交付された場合、所定の反則金を銀行や郵便局で納付しましょう。

## ✓ 自転車で道路を走行する際の注意点

### 原則



自転車は、道路の**左側端**を通行しなければなりません。

### ◀ 矢羽根型路面標示

「矢羽根型路面標示」は、自動車と自転車が混在して通行する車道であることを示しています。自転車は、「矢羽根」の方向に従って、道路の左側端を走行しましょう。

### 普通自転車専用通行帯▶

「普通自転車専用通行帯」は、市内では三島駅南口周辺の区間に設けられています。円滑な通行のため、**普通自転車専用通行帯を塞いでの駐車は避けましょう。**（市内の区間は駐車禁止のため、駐車違反の取り締まりの対象となります。）



※路面標示など自転車通行空間の整備については土木課 983・2637

### 例外的に歩道を通行することができる場合（必ず車道寄りを徐行し、歩行者優先）

- 普通自転車歩道通行可の標識があるとき（右写真▶）
- 13歳未満、70歳以上の人または身体の不自由な人が運転するとき
- 工事区間、駐車車両を避けるため、または自動車の通行が著しく多く危険を避けるためなど、やむを得ないとき



## ✓ ヘルメットを必ず着用しましょう

- 自転車乗車時のヘルメットの着用は、**法律により努力義務となっています**。大切な命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。
- 市では、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助する制度を実施しています。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の申請はこちから▶

